第三十二条第四項を次のように改める。

4　金庫（政令で定める規模に達しない労働金庫又はその預金及び定期積金の総額に占める第五十八条第二項第五号に掲げる業務に係る預金及び定期積金の合計額の割合（第四十一条の二第一項において「員外預金比率」という。）が政令で定める割合を下回る労働金庫を除く。）の監事のうち一人以上は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一　次のいずれかに該当すること。

イ　当該金庫のうち労働金庫の監事については、当該労働金庫の会員（個人会員を除く。）を構成する者（代議員を含む。）又は個人会員以外の者であること。

ロ　当該金庫のうち労働金庫連合会の監事については、当該労働金庫連合会の会員である労働金庫の役員又は職員以外の者であること。

二　その就任の前五年間当該金庫の理事若しくは職員又は当該金庫の子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役若しくは使用人でなかつたこと。

三　当該金庫の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は二親等以内の親族以外の者であること。

第三十二条第五項中「前項」を「前項第二号」に改める。

第三十七条の四中「及び第三百六十一条」を「並びに第三百六十一条第一項及び第四項」に改める。

第三十七条の五中「並びに第三百八十四条から第三百八十八条まで（株主総会に対する報告義務、監査役による取締役の行為の差止め、監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表、監査役の報酬等」を「、第三百八十四条（株主総会に対する報告義務）、第三百八十五条（監査役による取締役の行為の差止め）、第三百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）（監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等）、第三百八十七条（監査役の報酬等）並びに第三百八十八条（」に、「かかわらず、監査役設置会社」を「かかわらず」に改め、「、金庫」を削り、「第八百四十九条第三項」を「第八百四十九条第四項」に改める。

第三十八条第五項第五号中「業務」の下に「並びに当該金庫及びその子会社（第三十二条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。）から成る集団の業務」を加える。

第四十条第六項中「（第三十二条第五項に規定する子会社をいう。以下同じ。）」を削り、「前項の許可」を「同項の許可」に改める。

第四十一条の三の見出し中「会社法」を「会社法等」に改め、同条中「ついては、」の下に「第三十三条の規定並びに」を加え、「選任に関する監査役の同意等」を「選任等に関する議案の内容の決定」に、「報告）並びに」を「報告）、」に、「の規定」を「並びに第三百九十九条第一項（会計監査人の報酬等の決定に関する監査役の関与）の規定」に改める。

第四十二条第四項第二号を次のように改める。

二　代表理事以外の理事であつて、次に掲げるもの　四

イ　理事会の決議によつて金庫の業務を執行する理事として選定されたもの

ロ　当該金庫の業務を執行した理事（イに掲げる理事を除く。）

第四十二条第四項第三号中「会員外理事」を「前二号に掲げる理事以外の理事」に改める。

第四十二条の四中「第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条」を「第八百四十七条の二、第八百四十七条の三、第八百四十九条第二項、第三項第二号及び第三号並びに第六項から第十一項まで、第八百五十一条並びに第八百五十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「場合において」の下に「、これらの規定（同法第八百四十七条の四第二項、第八百四十八条及び第八百四十九条第三項の規定を除く。）中「株主等」とあるのは「会員」と、「株式会社等」とあるのは「金庫（労働金庫法第三条に規定する金庫をいう。）」と」を加え、「同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「会員」を「同法第八百四十七条の四第二項中「株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「会員」と、「当該株主等」とあるのは「当該会員」と、同法第八百四十八条中「株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）」とあるのは「金庫（労働金庫法第三条に規定する金庫をいう。）」と、同法第八百四十九条第三項中「株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の」とあるのは「金庫（労働金庫法第三条に規定する金庫をいう。）が」に改め、「第八百五十条第四項中「」の下に「第五十五条、第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十二条の二第二項、第二百八十六条の二第二項」を、「含む。）」の下に「、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項」を加える。

第五十三条の四第四項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第五十四条中「「取締役、監査役又は」を「「株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主）又は取締役（監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）、監査役若しくは」に改め、「あっては設立時取締役」の下に「（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）」を加え、「理事、監事又は」を「会員又は理事、監事若しくは」に改める。

第六十二条第四項中「総会員」及び「の会員」の下に「（個人会員を除く。）」を加える。

第六十二条の五第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改め、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併消滅金庫の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併消滅金庫の会員は、吸収合併消滅金庫に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。

第六十二条の六第一項第三号中「第六項」を「第七項」に改め、同条第三項ただし書中「総会員の数が」を「総会員（個人会員を除く。以下この項及び第五項並びに第八十七条第二号において同じ。）の数が」に改め、同条第五項中「の会員」の下に「（個人会員を除く。第八十七条第二号において同じ。）」を加え、同条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第五項の次に次の一項を加える。

6　吸収合併が法令又は定款に違反する場合において、吸収合併存続金庫の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、吸収合併存続金庫の会員は、吸収合併存続金庫に対し、当該吸収合併をやめることを請求することができる。ただし、第三項ただし書の規定により総会の決議を経ないで合併をする場合（前項の規定による通知があつた場合を除く。）は、この限りでない。

第六十二条の七第一項第二号中「第四項」を「第五項」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　新設合併が法令又は定款に違反する場合において、新設合併消滅金庫の会員が不利益を受けるおそれがあるときは、新設合併消滅金庫の会員は、新設合併消滅金庫に対し、当該新設合併をやめることを請求することができる。

第六十五条中「第八百六十八条第五項」を「第八百六十八条第六項」に、「第八百七十条第二項（第五号」を「第八百七十条第二項（第六号」に改める。

第六十七条中「総会員」及び「得た会員」の下に「（個人会員を除く。）」を加える。